

## 上場維持基準に関する経過措置の終了時期等について

2026年 3月25日

株式会社名古屋証券取引所

### I. 趣 旨

当取引所では、2022年4月に、それまでの3つの市場区分を継続しつつ、市場コンセプトの明確化や、上場基準等の見直しを含む全般的な上場制度の整備を行い、新たな市場区分として、「プレミア市場」、「メイン市場」及び「ネクスト市場」の3市場に移行いたしました（2022年4月4日施行）。その際、施行日の前日における上場会社については、当分の間、緩和した上場維持基準を適用することとし、当該経過措置については施行日以後における上場会社各社の上場維持基準への適合状況など、中期的な状況変化等を踏まえながら、将来的に見直しを行うものとしていたところ、今般、上場会社各社の上場維持基準への適合状況などを踏まえ、その終了時期を定めることとします。

あわせて、流通株式の取り扱いについてより実態を踏まえた判定を行う観点から見直しを行います。

### II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 上場維持基準に関する経過措置の終了時期	・2027年3月1日以後に到来する上場維持基準の判定に関する基準日（以下「判定基準日」といいます。）から、本来の上場維持基準を適用することとします。	※現行制度では、2022年4月4日に実施した上場制度の見直し前から上場している会社については、当分の間、緩和した上場維持基準を適用することとしていますが、その終了時期を定めるものです。 ※判定基準日において上場維持基準に適合していない場合、1年間（売買高基準の場合は、6か月間）の改善期間に入ります。改善期間内に基準に適合しなかったときは、監理銘柄（確認中）指定期間及び整理銘柄指定期間を経て上場廃止となります。 ただし、プレミア市場の上場会社が、改善期間内に上場維持基準に適合しなかった場合であって、メイン市場の上場維持基準に抵触しないときは、改善期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日にメイン市場への市場区分の変更を行い上場が継続されます（対象となる上場会社において必要な手続きはありません。）。

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、判定基準日において、上場維持基準に適合しない状態となった場合であって、当該状態となった時から起算して3か月以内に、上場維持基準の適合に向けた計画書（以下「適合計画」といいます。）を開示した上場会社については、現在経過措置として適用している緩和した上場維持基準に適合しない状態となった場合を除き、適合計画に記載された計画期間を改善期間とするものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の取扱いは、2027年3月1日以後に最初に到来する判定基準日に係る場合に限りません。</li> <li>※適合計画を開示する際には、経過措置の適用から相応の期間が経過していることを踏まえ、合理的に必要と認められる最短の計画期間を設定することが望まれます。</li> <li>現在「時価総額」に係る上場維持基準に適合しない状態となった場合には、一律に当取引所への適合計画の提出を要するものとしていますが、「時価総額」に係る緩和した上場維持基準を適用しているプレミアム市場の上場会社が、上記のメイン市場への市場区分の変更により上場が継続される制度の適用が見込まれる場合においては、左記の計画期間を改善期間とする場合を除き、当取引所への適合計画の提出を要しないものとします。</li> </ul>
<p>2. 流通株式の定義に係る経過措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式のうち、純投資に加え、その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的であることが明らかであるもの（売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるものに限る。）についても、当分の間、流通株式として取り扱うこととします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※より実態を踏まえた判定を行う観点から見直しを行うものです。</li> <li>「その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的」とは、例えば、一般的に株価の変動等を踏まえた売却の見込みが高いものとして、重要提案行為等の目的が想定されます。安定株主や資本業務提携、政策投資等の目的については、株価の変動等に関わらず継続的な保有が見込まれることから、当取引所が認める目的とは扱わないものとします。</li> <li>なお、「売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるもの」については、従前どおり、5年以内の売買実績等について確認を行う取扱いに変更ありません。</li> </ul>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2026年6月1日から実施します。

以 上